

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・㊄
<コメント>基本理念・基本方針については、文書にて明文化されているが、職員及び利用者には周知が図られていない。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・㊄
<コメント>施設経営をとりまく環境や状況への把握や分析の取組みは行っていない現状である。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・㊄
<コメント>経営課題についても明確でなく、職員に周知や共有がされておらず、具体的な取組は行っていない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊂・c
<コメント>中・長期計画を明文化され、計画が策定されている。		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㊄
<コメント>中・長期計画は策定されているが、計画を踏まえた単年度計画書は策定されておらず、中・長期計画は反映されていない。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・㊄

<p><コメント>事業計画は一部の職員で策定され、他の職員には周知されているが、評価及び見直しについては、組織的に行われていない。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント>行事計画には、母親や子どもについては周知され参加を呼び掛けているが、事業計画は周知されていない。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント>支援の質の向上には、現在職員の経験や知識で判断し支援していくことが多く、組織的にPDCAサイクルに基づく支援向上の取組みはなく、自己評価も未実施である。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント>課題や問題点は職員それぞれ確認し改善策も作成されているが、計画的な改善策の取組みは実施されていない。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・㉔
<p><コメント>施設長は事務分担表で自らの役割や責任について明文化されているが、職員に対しての表明や周知の取組みは不十分である。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・㉕・c
<p><コメント>施設長は永く行政職の経験により、遵守すべき法令等については積極的に各研修会や勉強会に参加し、法令等の把握に努めている。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント>施設長は支援の質の向上に関する課題は把握しているが、具体的な取組みは行っておらず、現状についても評価・分析は行っていない。職員の教育や研修も不十分である。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・㉔

＜コメント＞経営の改善における職員数の増員についての問題について取組みはしているが、全体的に業務の実行性を高める努力は不十分である。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・㉔
＜コメント＞小規模な施設のため必要な人材や人員体制に関する具体的な計画はなく、職員が欠員したら補充する形を取っている。現在1名欠員である。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
＜コメント＞総合的な人事管理が行われてなく、人事考課制度も導入されていない現状である。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・㉔
＜コメント＞職員の就業状況や意向の把握については過去に取り組んでいたが、最近ではそれらについて取り組んでいない。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔
＜コメント＞職員は個人的に目標があるが、全体的な職員の育成に向けた取組みは行っていない。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・㉔
＜コメント＞職員の年間研修（外部研修）は明文化されているが、研修に関する方針等がなく、評価・見直しがなされていない。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・㉔
＜コメント＞職員の要望により管理者が受講の判断をして、研修の機会の確保につなげている。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉕・c
＜コメント＞実習生受け入れマニュアルやプログラム等は整備されてなく、本年度は実習生の受け入れはない。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・◎
＜コメント＞事業計画等詳細について公開はなく、運営の透明性の確保には不十分な現状である。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・◎
＜コメント＞歴史のある施設であるため役員等地域の代表者がなっており、施設の経営や運営については共有化されており、地域の環境等把握している。外部監査は未実施である。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・◎
＜コメント＞地域との交流は、施設の入所者の諸事情により積極的に交流は図っていない。しかし、施設のまつり等の参加については、近所の地域住民に呼びかけをして交流している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・◎
＜コメント＞ボランティア受け入れに関する方針等は明文化されておらず、マニュアルも整備されていない。本年はボランティアの受け入れは（地域の民生委員）1回であった。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-①施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・◎
＜コメント＞担当職員が関係機関への状況報告書を作成して、関係機関との連携を図り、情報の共有化に努めている。施設として必要な社会資源はリストを作成して活用している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・◎
＜コメント＞施設の有する機能については、以前地域の寄り合いに会場の開放をしていたが現在はしていない。職員は入所者の入所事情により地域に施設の機能等を還元するのは疑問に思う者もいる。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・◎
＜コメント＞地域の福祉ニーズの把握はしていない。地域のニーズは公的機関の情報のみであり、民生委員等の定期的な会議も行っていない。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>母親と子どもを尊重した支援について職員個々が受容的な態度で接し、人格を尊重した支援を心掛けているが、施設全体として共有化を目指す取組みは行っていない。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント>権利擁護に関する規程は整備されているが、プライバシー保護に関する規程やマニュアルが作成されておらず、職員の共有も図れてなく、研修会も実施されていない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント>母親と子どもに対しては、パンフレット・写真・絵を用いて支援の内容を伝えている。また体験入所の希望者を受け入れているがほとんど無く、見学の希望はあるので応じている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント>入所時の説明については、入所のしおりで施設のルールや生活を行う上で必要なことを説明しているが、緊急に入所してくる事が多く、入所者の精神的な事も考慮し入所後その都度説明している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント>措置変更や地域・家庭への移行などについては、担当職員が継続支援を行っている。退所時にいつでも相談に応じる事を入所者に伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>随時入所者との個別相談面接を行い、その内容等で満足等を把握している。子どもについては日常的に話しかけを行い、状況の把握に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント>苦情等については掲示板や苦情受付ボックスが設置されており、出された苦情等については苦情解決処理規則に基づき対応している。受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員の苦情解決の体制も整備されている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>母親や子どもからの相談は、誰でも話しやすい職員に相談して良いことを伝えているが、相談しても理解されないと諦めている入所者もあり、意見を述べ易い雰囲気づくりが必要である。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>職員は相談や意見に対して迅速に対応しようと努力しているが、組織的には行われていない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・ ⓒ
<p><コメント>安全・事故防止マニュアルは整備されており、緊急時には迅速に対応が出来るよう取組んでいるが、今後は不審者等のあらゆるリスクを勘案した体制作りを整備していくことを期待する。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・ ⓒ
<p><コメント>感染症対応マニュアルは現在作成中であり、早急にマニュアルを整備し母親や子どもに周知し、組織的に施設全体での取組みを期待する。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>避難訓練は毎月1回施設全体で行っている。備蓄等は行っていない。今後は火災だけでなく、地震等を想定した安全安心な避難対策や、施設内の危険箇所点検等の取組みを期待する。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>生活支援方針が作成されており、それに基づき支援が提供されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ ⓒ
<p><コメント>生活支援方針については、担当職員が個々に検討しているが、組織的に見直しの取組みはされていない。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>措置機関からの情報を基に支援計画を作成し、アセスメント・ケース会議・計画</p>		

策定評価の一連の手順が無い状態で、支援員が策定を任されている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<コメント>自立支援計画の評価は6ヶ月と定まっているが、見直し等は実施されていない。		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・ c
<コメント>支援計画は記録されているが、自立支援計画に基づいてどの様に支援が実施されているか具体性に欠け、それを基に評価・見直しが行える記録として整備されてなく、職員の共有化も図られていない。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・ c
<コメント>個人情報保護の規程は整備されているが、記録管理の責任者が設置されていないので、記録の適正な管理体制を整備される事を期待する。		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・ b ・c
<コメント>母親と子どもの個人を尊重し、母親と子どもの希望や意見について、可能な限り対応し、日々の支援を行っている。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・b・ c
<コメント>権利侵害の対応については「就業規則」を基に対応しているが、体罰の禁止や権利侵害等の防止について不十分であり、今後見直しを含め研修や話し合いを行い体制の整備を期待したい。		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a ・b・c
<コメント>不適切な行為があった場合には、迅速な対応が出来るよう日常的に母親・子どもからの訴えやサインを見逃さない様確認し、徹底して支援している。		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ・b・c

<p><コメント>母親や子どもからの訴えやサインを見逃さないよう、職員一人ひとりが適確に把握に努め、共通意識をもって早期発見等に努めている。</p>		
<p>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	㉠・b・c
<p><コメント>母親と子どもの思想や信教の自由は保障されており、これまでトラブル等はない。</p>		
<p>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント>施設内での子ども会活動や母親の常会活動を通して、日常の生活や行事等について意見交換して、母親や子どもの意向を把握し支援に役立てている。</p>		
<p>A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・㉠・c
<p><コメント>日常生活への支援については、母親や子どもの主体性を尊重して取り組んでいるが、施設側の主導が強くなり、母親や子どもの主体性が不十分な所もある。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉠・b・c
<p><コメント>行事等のプログラムについては、母親や子どもの意見を把握して、それらに沿うよう工夫や計画等をして実施している。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント>退所後の支援計画は作成していないが、退所後の電話対応や来訪により適切に対応し、退所後も担当職員が家庭訪問をして継続的に支援を行っている。</p>		

A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント>母親や子どもに寄り添い、日常の生活等の支援を行っているが、それぞれ個別の課題についての専門的な支援については行われていない。</p>		
<p>A-2-(2) 入所初期の支援</p>		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント>入所家族の日誌に日々の母子の状況が記録化され、日常の様子・子どもの養育状態・就労・健康等々詳細に記録され、職員は必要に応じ病院や司法機関の付き添い同行し、</p>		

支援を行っている。		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
＜コメント＞母親の基本的な生活習慣等について、常日頃より見守りや問題等について把握に努め支援を行っているが、若い職員は経験が浅く支援について不十分な所がある。		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・ ⑬ ・c
＜コメント＞母親の子育てニーズに対応できるよう、母親に寄り添い相談等にあたり、保育所や学校と連携して支援を行っている。		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・ ⑭ ・c
＜コメント＞施設における母親と職員との人間関係において、共に信頼関係が出来るよう、日頃より言葉かけや相談できるよう心がけ、支援をしている。		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ ⑮ ・c
＜コメント＞母親については、就労するための支援として保育や学童保育を実施し支援を行い、子どもについては、発達段階に応じて発達支援を行う「くれよんクラブ」を利用できるよう支援している。		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・ ⑯ ・c
＜コメント＞養育手帳を所持している子どもが多く、その子どもに沿った学習支援が困難なことが多く、学校と連携を図り支援している。今後は学習ボランティアの協力等も課題である。		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子ども同士の付き合いに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・ ⑰ ・c
＜コメント＞施設においては、常日頃より母親と子どもの関係について注視し、何か問題があった時には母親と子どもそれぞれ話を聞き対応している。施設外の大人との関わりや子ども同士の関係性については、把握等不十分である。		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⑱ ・c
＜コメント＞子どもの年齢や状況によって、性に関する正しい知識を得る機会を施設として提供していない。施設にはDV被害者の母親を持つ子ども、虐待を受けた子どももいる事から、性に対する正しい知識を得て理解することが大切なので、正しい理解のための取組みが必要である。		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		

A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・㉑・c
<p><コメント>「緊急入所（措置）」やDV防止法に基づく「一時保護委託入所」を実施し、緊急利用に備えて生活用品等予め用意し、身一つで入所する場合でも対応できるようにしている。県外からも広く受け入れている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>身の危険から逃れるためDV被害者を受け入れた事もあり、その場合福祉事務所が母子に意向を確認し施設と協議し、受け入れに対応している。DV被害者の入所者は多いが、小規模施設のため24時間対応ができず夜間は各部屋に設置されている警備会社への緊急通報で対応している。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉒
<p><コメント>心理的ケア等を実施する専門職の配置はあるが十分でなく、経験の浅い職員が対応する事から適切な支援が困難な状況であり、今後は必要な研修等を受講し支援能力を高める事も必要である。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待防止状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門職を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉑・c
<p><コメント>被虐待児に関しては、心理の専門職はいるが十分ではなく、医療機関や児童相談所などと相談しながら出来る限り対応している。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>母親や子どもに対して権利に関する説明が十分でないため、まずは「子どもの権利ノート」を使い説明し、母親と子どもの権利を保障し支援することが大切であり、児童相談所との連携を図り支援している。</p>		
A㉔	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>母子支援員が主に母親の相談に応じているが、日常生活・子育て・友人関係など幅広い相談のため、母子支援員だけでなく保育士等が対応し、母親が相談しやすい職員に相談し、支援している。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉕	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉑・c
<p><コメント>特に配慮が必要な母親に対しては、医療機関や学校等職員が同行して支援している。必要に応じて医療機関・学校・児童相談所等と連携を図っている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		

A㉞	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉞・c
<p><コメント>母親の心身の状況に配慮し就労支援を行い、殆どの母親が併設している授産所での就労となり、授産所と連携し支援している。</p>		
A㉟	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・㉟・c
<p><コメント>日常的に授産所との連絡・連携はされており、就労継続が困難な母親の状況把握をして、適切に対応し支援している。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A㊱	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・㊱
<p><コメント>スーパービジョンの体制は整備されてなく、スーパービジョンの時間確保やカンファレンスの機会もなく、朝礼時や日常生活の中での会話を通して支援し、職員の専門性に関しては十分でない。</p>		